

平成18年度

生活習慣病予防活動支援モデル事業研修

【目的】

医療制度改革により平成20年度から健診・保健指導の実施主体は医療保険者となり、今後の健診・保健指導において大きな変革の時期となっている。日本看護協会は看護の専門性を生かした独自の生活習慣病予防活動支援プログラムを開発し、市町村及び医療保険者を対象にモデル事業を開始することとした。